

令和7年12月16日(火)
打越 さく良 議員(立憲)

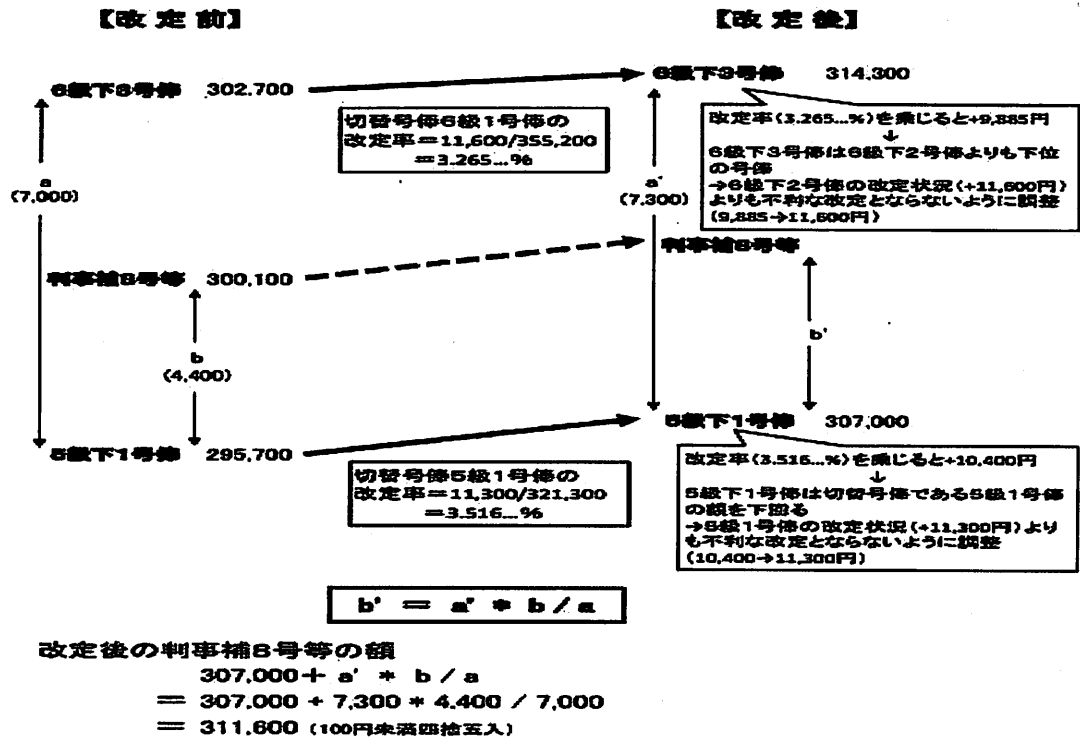
参・法務委員会
対法務当局(法制部)

2問 裁判官・検察官の報酬・俸給について、一般の政府職員の俸給に準拠し対応金額スライド方式による改正を行う現在の取扱いをやめ、独自の報酬体系を設定すべきと考えるが、法務当局の見解を問う。

- (委員御案内のとおり、) 裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額については、特別職及び一般職の国家公務員の給与水準に比べて一定の較差があることを前提に、その対応する特別職及び一般職の国家公務員の俸給月額の改定率に応じて改定額を定める対応金額スライド方式を採用している。
- この改定方式は、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、他方で、一般職の国家公務員の給与に関する人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮するという理由に基づくものであって、合理性を有するものと考えている。
- したがって、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額について、対応金額スライド方式による改定の方法を見直していくことについては、慎重な検討を要するものと考えている。

(参考1) 対応金額スライド方式 (仮定号俸を用いたもの) の計算式例

○ 判事補8号・検事16号・簡裁判事13号・副検事11号の報酬月額について



(参考答弁1) 令和6年12月12日衆・法務委における平林晃議員に対する法務大臣の答弁

○平林議員 今回の改正案では、本年八月八日に行われた人事院の勧告に基づき、一般政府職員の給与を改定し、これに伴って令和六年度の裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を引き上げることに加えて、一般の職員の給与制度の整備に伴い、令和七年度以降の裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を改定することとされているわけでございます。

この度の人事院勧告における民間給与との較差、一万一千百八十三円、このように算出をされているところでございます。これは、ラスパイレス比較と呼ばれる方法により算定をされていると伺っております。すなわち、この方法、少しだけ調べたわけですが、民間企業給与を民間企業の人員構成で平均するのではなくて、国家公務員の人員構成で平均を取って、国家公務員給与と同様に計算した平均、要するに二つ

の平均が出てきてその差額を算出したものと理解をいたしております。

今回、では、裁判官なり検察官なり、その実員で、今回の改正によってどの程度の金額が平均で上がるのかということを経算させていただきましたところ、裁判官の平均は九千三十三円になる、検察官は八千五百四十円になる、裁判官、検察官合わせますと八千八百十二円ということになりまして、これは端数はもう四捨五入してはいますけれども。要するに、裁判官のみでも、検察官のみでも、両者の合算においても、人事院勧告の一万一千円という金額には二千元以上及ばない、こういう状況になっているということで、数値はそういうふうな計算になるということでありまして。今回の改正案は、社会状況が大きく異なりますので、改正額そのものは非常に大きいわけですが、このような結果になっているということでございます。

先ほど来、本当に様々議論がありまして、大手弁護士事務所であれば、もう本当にもっともっといい給与が出ているというような御議論もあったかというふうに思っております。法曹の皆様にとって、収入だけが職業選択基準ではない、このように承知している部分もございましてけれども、やはり、その一つにはなり得るのではないかな、こういうふうに思います。

そこで、大臣に伺いますけれども、民間との競争力を強化するためにも、裁判官の報酬及び検察官の俸給についてより一層の改善を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 今、平林先生、より一層引き上げるべきでないかというお話でございました。

若干繰り返しにもなって申し訳ないんですけども、やはり、今回、一般の政府職員の俸給表に準じて、裁判官の報酬月額と検察官の俸給月額を改定をするということとしております。この点は、繰り返しになって恐縮ですが、裁判官そして検察官の職務と責任の特殊性の反映をさせながら、しかし、人事院勧告の重要性を尊重して、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮をする、こういった理由に基づくもので、給与水準の改定方法としては合理的だと私どもとしては判断をしておりますということを申し上げたいと思います。

そして、民間のということで、恐らく大手法律事務所等ということに

もなろうかと思いますが、弁護士ということで申し上げますと、その営業形態が一様ではない上に、自ら顧客と契約を締結して報酬を得るという事業主的な営業形態を取ることもし少ないということで、国家公務員である裁判官、検察官とその収入等を単純に比較することは困難ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、委員御指摘のように、やはり裁判官、検察官、この人材の確保は大事でありますので、御指摘の観点も踏まえながら、採用の実情、これを見守っていきたいと思っております。

(参考答弁2) 令和6年12月12日衆・法務委における萩原佳議員に対する鈴木法務大臣の答弁

○萩原委員 続いて、二問目として、釈迦に説法ではあるんですけども、こうして別途法務委員会が開かれているとおり、国家公務員法は特別職には適用されず、人事院が状況に適応して給与を勧告するという規定は適用されません。一般行政職員とは昇給パターンも大きく異なる中で、一般政府職員の給与改定に準じて俸給を上げる意味、これがどこにあるのか、お答えください。

○鈴木国務大臣 そもそも論になりますけれども、人事院勧告、これについては、一般職の国家公務員の労働基本権制約の代償措置として、その給与水準を民間の給与水準に準拠して定めるということがあるということで、まずもって、その点については合理性があるんだろうと思っております。

その上で、一般の政府職員の俸給表に準じて、裁判官の報酬月額そして検察官の俸給月額、これを改定するということについては、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性、これを反映させつつ、やはり人事院勧告の重要性を尊重して、国家公務員全体の給与体系の中でのバランス、この維持を配慮する、この双方の観点に基づくものでありまして、そういった形で裁判官そして検察官の報酬、俸給の月額を決めるということは合理的であろうというふうに私どもとしては考えております。

○萩原委員 一定合理性があるということなんですけれども、裁判官や検察官の皆さんの給与テーブルは、そもそも職責、業務の特殊性を考慮して、一般の方とは別テーブルですと。この別テーブル、設けること自

体は非常に合理的だと私も考えております。だからこそ、なぜ裁判官や検察官の皆さんの給与を連動させる必要があるのかというところ、これはやはり非常に疑問に思っております。

ちょっと先ほども少し話しましたが、私は地方議員の出身です。当たり前ですけれども、各自治体で独自の給与テーブル、これを作成しています。しかし、国公準拠の名の下、自治体ごとに定めたテーブル、国家公務員の給与の増減に合わせて地方自治体の給与水準を決定していくような形を取っていて、今回の国家公務員の給与改定、これが行われれば、それに合わせて、各地で今条例改定が出ている状況にあります。

しかし、このこと自体、どうなのかなど。地方自治の観点から、また、国税庁の民間給与実態統計調査との乖離ですね、人事院勧告の。その問題点も考えると、国公準拠の方針を取る必要というのは必ずしもなく、独自の給与改定を行うべきという主張を市議員時代はしていたんですけれども、これと同じことをやはり感じておまして、一般給与の給与改定だけではなくて、次年度以降は、別途、ある意味同じ司法試験合格者である弁護士等を始めとする専門職の皆さんとの給与水準との比較も加味して給与テーブルを改定していくということが必要じゃないのかなと考えているんですけれども、御見解をお聞かせいただければと思います。

- 鈴木国務大臣 今御指摘があった点でありますけれども、そもそも、現在のベースというところにおいては、業務の特殊性とか、そういったことを勘案して、これはかなり違うベースになっているというところ、そこをどう変えていくのかというところについては、やはり国家公務員全体の給与のバランス、体系のバランスというところもありますので、そこをあえてこの年度でどう変えていくというところ、変えていくという、そういったことにおいては、なかなか合理性は見出しづらいのかなということを考えております。

要すれば、こうした、今年どう上げていくか、どう変えていくかということにおいては、人事院勧告に基づいて、ここに準じて行っていくということで、私どもとしては合理性があると考えておりますので、その点申し上げさせていただきたいと思っております。

(参考答弁3) 令和7年12月11日衆・法務委における平林議員に対する
政府参考人の答弁(未定稿)

○平林委員 裁判官の報酬、検察官の俸給について質問をさせていただきますけれども、今回の法案により改定がなされますと、平均値、計算をしてみたわけですが、裁判官は二・九六%改善する、また検察官は三・一二%、両者を統合すれば三・〇三%ということで、いずれの数値におきましても人事院が示している民間との較差の三・六二には及んでいない、こういうことになっているわけございまして、改正額、調整するなどにより民間により一層近づける、こういうことも必要なのではないかなというふうに考えますし、あわせて、高位の裁判官、検察官の報酬、俸給の増減率が低位の職位よりも高くなっている。

例えば、最高裁判事と検事総長の増減率は二・八三%なんですけれども、判事一あるいは検事一のそれは二・七七%となっています。これは若年中心に引き上げるという基本的な考え方にそぐわないのではないかと考えますけれども、こうした点に関しまして法務省の見解を伺います。

○内野政府参考人 お答え申し上げます。

裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額につきましては、特別職及び一般職の国家公務員の給与水準に比べて一定の格差があることを前提といたしまして、その対応する特別職及び一般職の国家公務員の俸給月額の改定率に応じて改定額を定める対応金額スライド方式というものを採用しております。

この改定方式は、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、他方で、人事院勧告の重要性、これを尊重しまして、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮するという理由に基づくものでございまして、一定の合理性を有するものと考えております。